

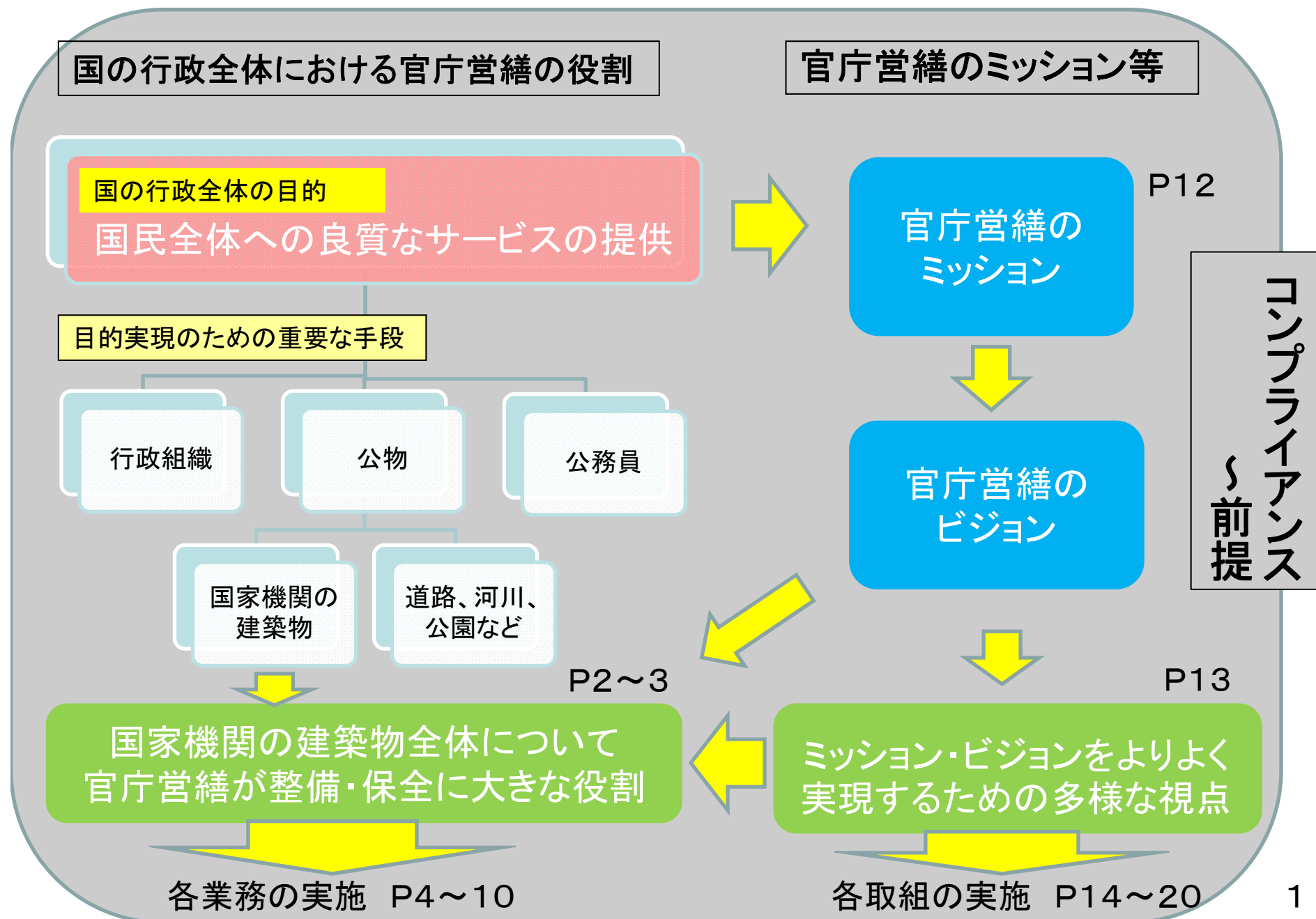
官庁営繕におけるミッションの実現に向けた取組について

大臣官房官庁営繕部
平成24年1月

目次

1. 全体像	1
2. 官庁営繕の役割	
(1) 官公法の目的	2
(2) 国家機関の建築物の整備・保全指導	3
3. 官庁営繕の業務	
(1) 近年の主要な国家機関の建築物等の例	4
(2) まちづくりに貢献する営繕事業の例	6
(3) 霞が関地区における事業概要	7
(4) 営繕計画書に対する意見書制度	8
(5) 官庁営繕の基準の設定	9
(6) 国家機関の建築物等の保全指導	10
(参考) 官庁営繕の組織	11
4. 官庁営繕のミッション、ビジョンとコンプライアンス	12
5. 官庁営繕のミッション・ビジョンをよりよく実現するための多様な取組	13
(1) 官庁施設の顧客満足度調査(CS調査)	14
(2) 地域との協働	15
(3) 営繕技術検討会	16
(4) 保全業務支援システム(BIMMS-N)	17
(5) 保全塾	18
(6) 東日本大震災の被災地における活動	19
(7) 節電対策への技術的支援	20

1. 全体像



2. 官庁営繕の役割(1)官公法の目的

官公法(官公庁施設の建設等に関する法律)第1条より

災害の防除

国家機関の建築物自体が国民の財産、公共施設として火災・震災その他の災害に対し**安全・堅固**であるのはもちろん、入居する国家機関の機能に応じた**災害対策の拠点**として整備・保全等

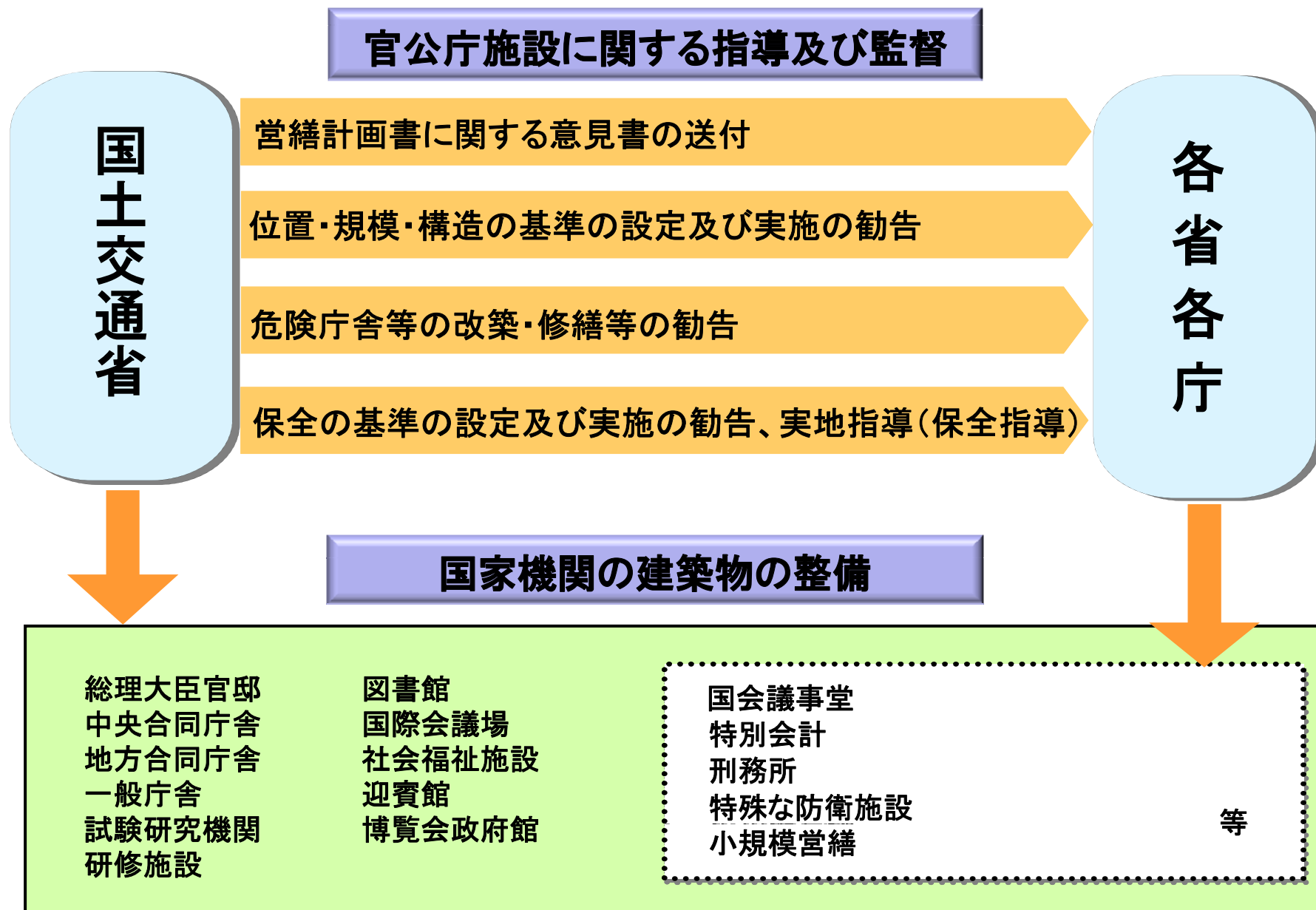
公衆の利便を図る

庁舎等は公衆の利用しやすい位置にできる限り**集約化**することに加えて、**高齢者、障害者**等を含む、およそすべての公衆にとって利用しやすいものを整備・保全等

公務の能率増進を図る

狭あいを解消し、**照明・空調・情報通信設備等執務環境の整備**・保全を図り、中で働く職員の能率向上を図ることはもちろん、組織としての、また、組織間で連携する上での**能率・効率向上に資する環境の整備**・保全等

(2) 国家機関の建築物の整備・保全指導



3. 官庁営繕の業務(1)近年の主要な国家機関の建築物等の例①



中央合同庁舎第7号館(2007)
【PFI事業による整備、まちづくり協議会による官民連携したまちづくり】



九段第3合同庁舎(2007)
【PFI事業による整備・運営、千代田区役所との合築】



総理大臣官邸(2002)
【危機管理機能、迎賓機能及び情報通信機能等の充実】



京都迎賓館(2005)
【幅広い対日理解の醸成、周辺の環境及び景観との調和等に配慮】

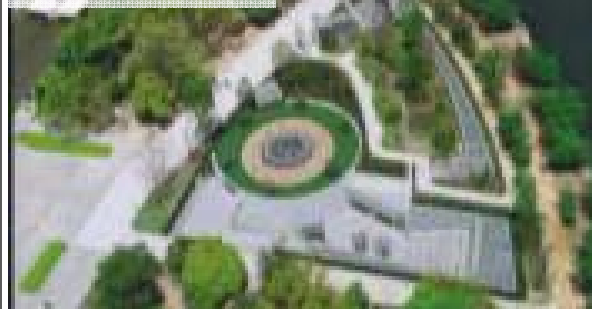
(1)近年の主要な国家機関の建築物等の例②



都市計画と一体となった文化センターゾーンの形成

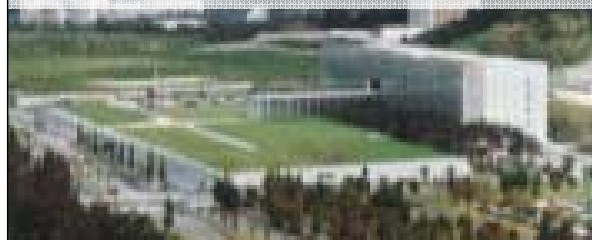
国立国際美術館(2004)
<約125万人/H22年度>

公園全体の人の流れと景観に考慮



国立広島原爆死没者追悼平和祈念館(2002)
<約186万人/開館~H22年度>

情報資源蓄積や文献情報発信等の拠点
設計競技(公開国際コンペ)にて設計者を選定



国立国会図書館関西館(2002)
<約6万人/H22年度:一般利用>

ヒアリング、ワークショップ等を通じたニーズの設計への反映



国立劇場おきなわ(2003)
<約1.7万人/H22年度>

< >内は入場者数・利用者数等

※ 現在は独立行政法人が所管している施設を含む。

自然素材や新技術を積極的に活用



**日本国際博覧会(愛・地球博)
日本館(2005)**

<約377万人/H17年3月~9月:長久手+瀬戸>



解体後の資材の再利用・再資源化

**北海道洞爺湖サミット
国際メディアセンター(2008)**

<約4000人/3日間:報道関係者>

(2)まちづくりに貢献する営繕事業の例

歴史的建築物の保存・活用や再生等により地域の歴史、文化及び風土の特性等を考慮した良好な景観形成に資する官庁施設整備を推進

※ 現在は独立行政法人が所管している施設を含む。



国立西洋美術館
(1959建築、1998改修・増築)



国際子ども図書館
(1906建築、2001改修・増築)

【免震レトロフィットによる歴史的建築物の保存活用】

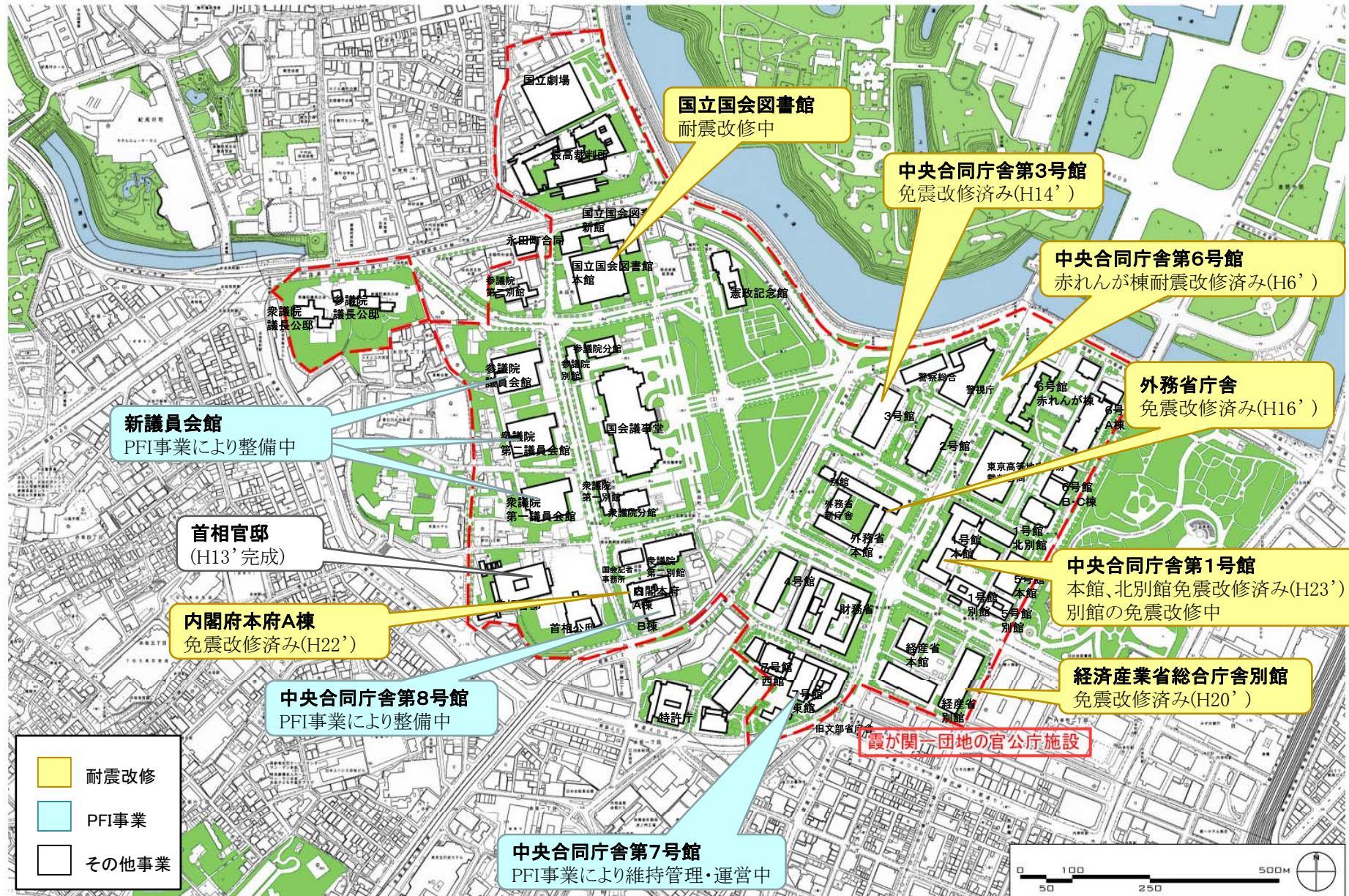


鹿児島税務署
(2001建築)
【歴史的イメージの継承による
まちなみの景観整備】

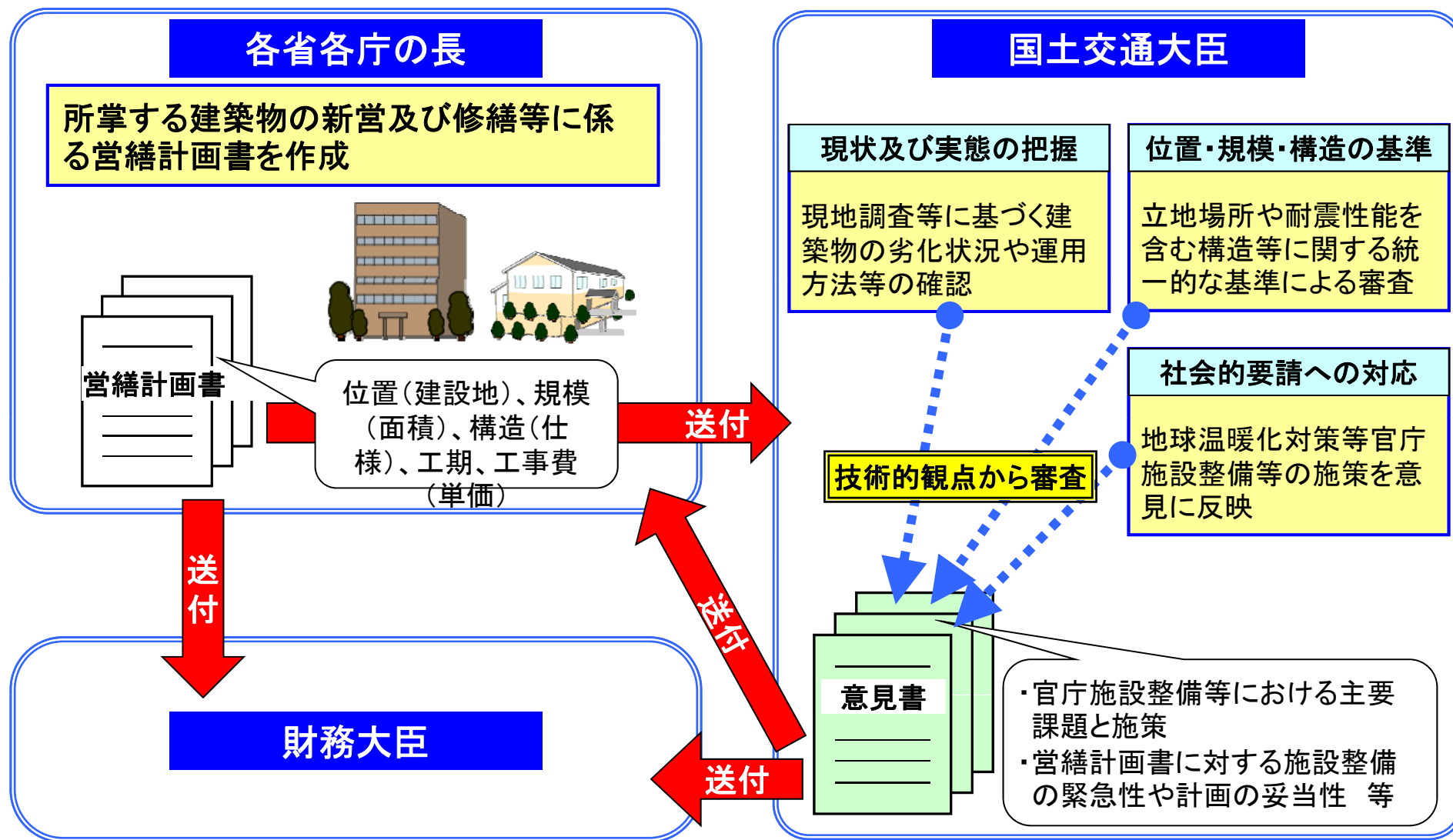


横浜地方気象台
(1927建築、2009改修・増築)
【歴史的建築物の保存活用と
ワークショップを通じたまちづくり】

(3) 霞が関地区における事業概要 (本省官庁営繕部所管)



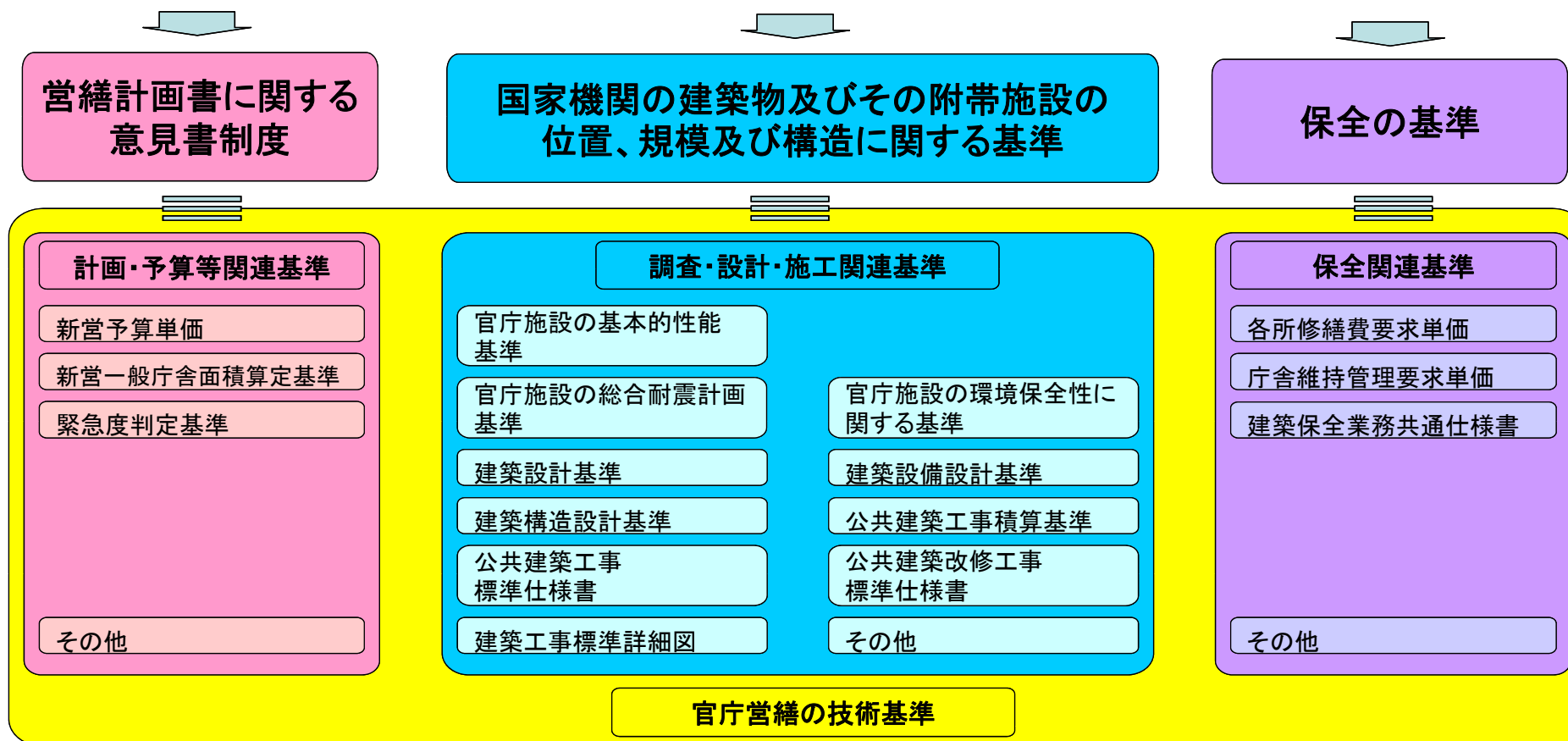
(4) 営繕計画書に対する意見書制度



◎ 統一的で均衡の図られた官庁施設整備

(5)官庁営繕の基準の設定

官公庁施設の建設等に関する法律



官庁営繕関係技術基準類等に関する「統一基準」

<主なもの>

○新営予算単価

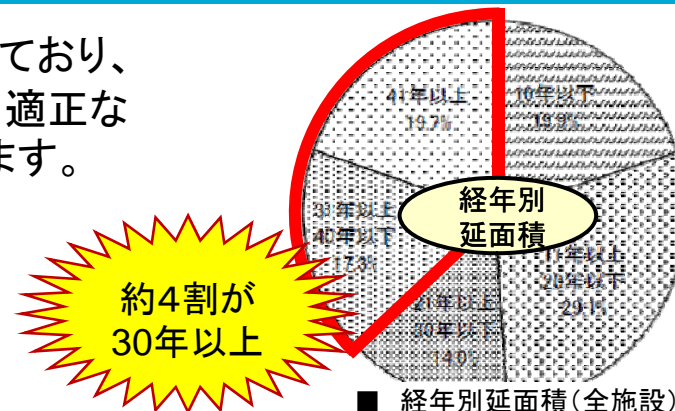
○公共建築工事積算基準

○公共建築工事標準仕様書

○官庁施設の環境保全性基準

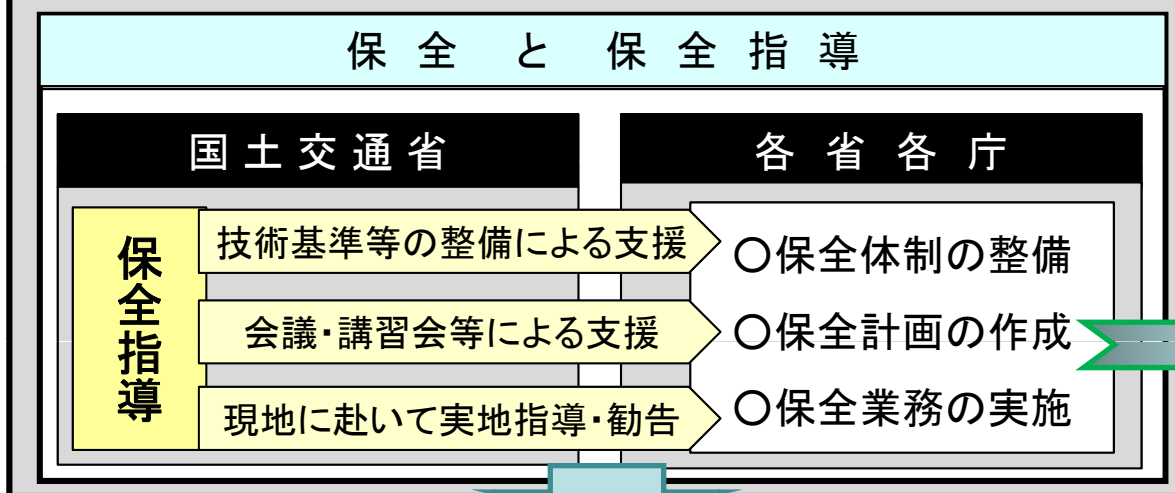
(6) 国家機関の建築物等の保全指導

国家機関の建築物等は、その約4割が建築後30年を超えており、今後、修繕や改修に係る費用が増大するとみられるため、適正な保全によるライフサイクルコスト低減の重要性が増しています。



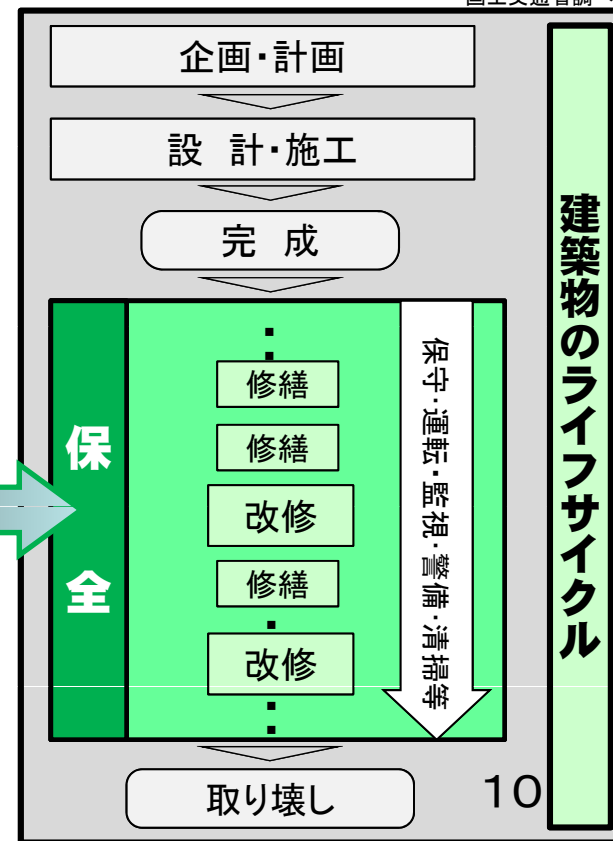
■ 経年別延面積 (全施設)
(築年の不明な施設を除く)
国土交通省調べ

各省各庁の施設保全責任者等が実施する保全業務について、国土交通省では、法令や保全の基準類、BIMMS-Nの整備などを行い、会議・講習会を通じての周知、実地の指導により、保全の適正化を推進します。

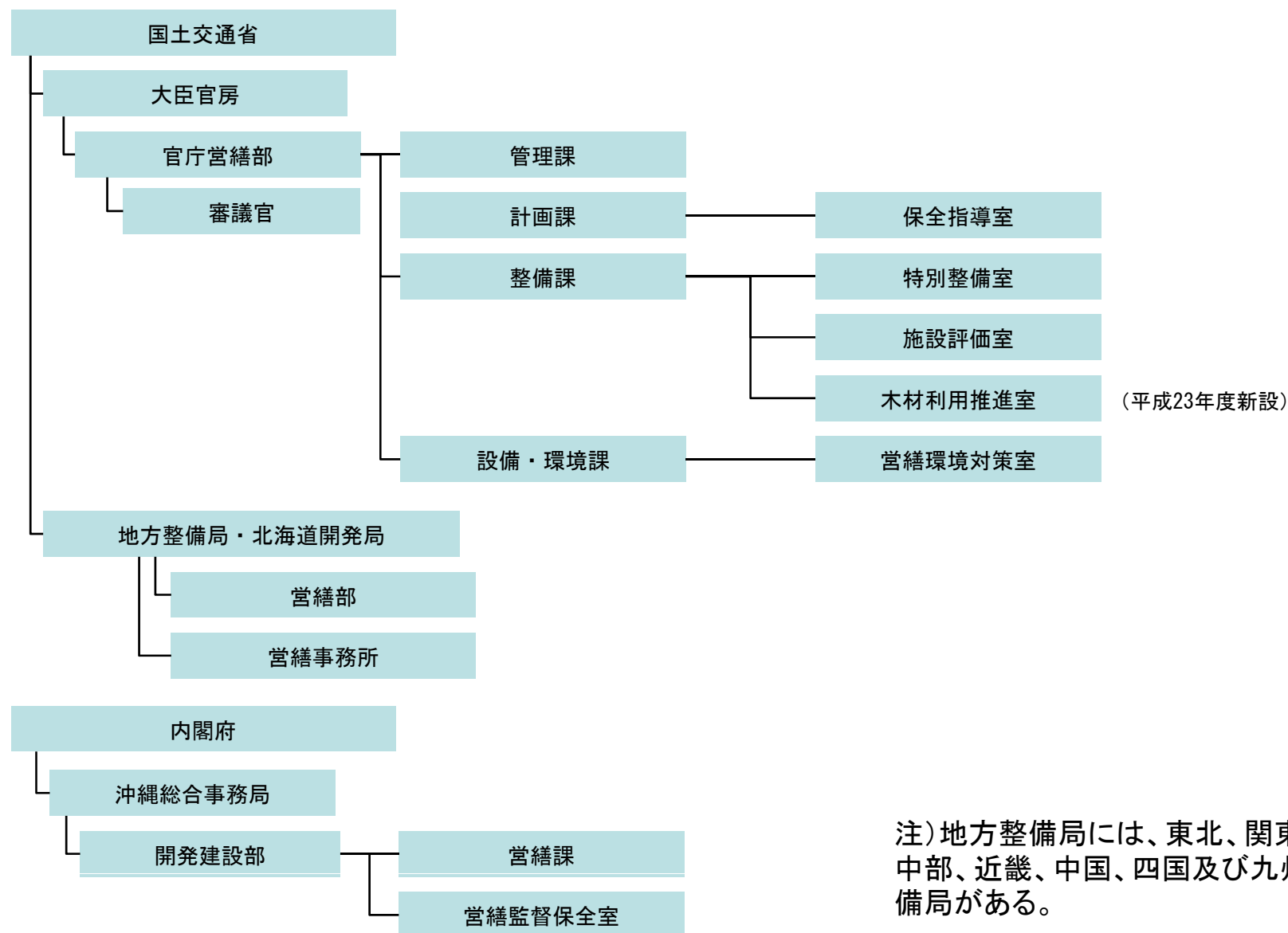


保全指導の結果、点検の実施や施設の状況等、保全の状況が良好である施設*が71%(H18)から86%(H22)に増加しました。

* 「国家機関の建築物等の保全の現況」における評価が「良好」又は「概ね良好」である施設(宿舎を除く)の割合



(参考)官庁営繕の組織



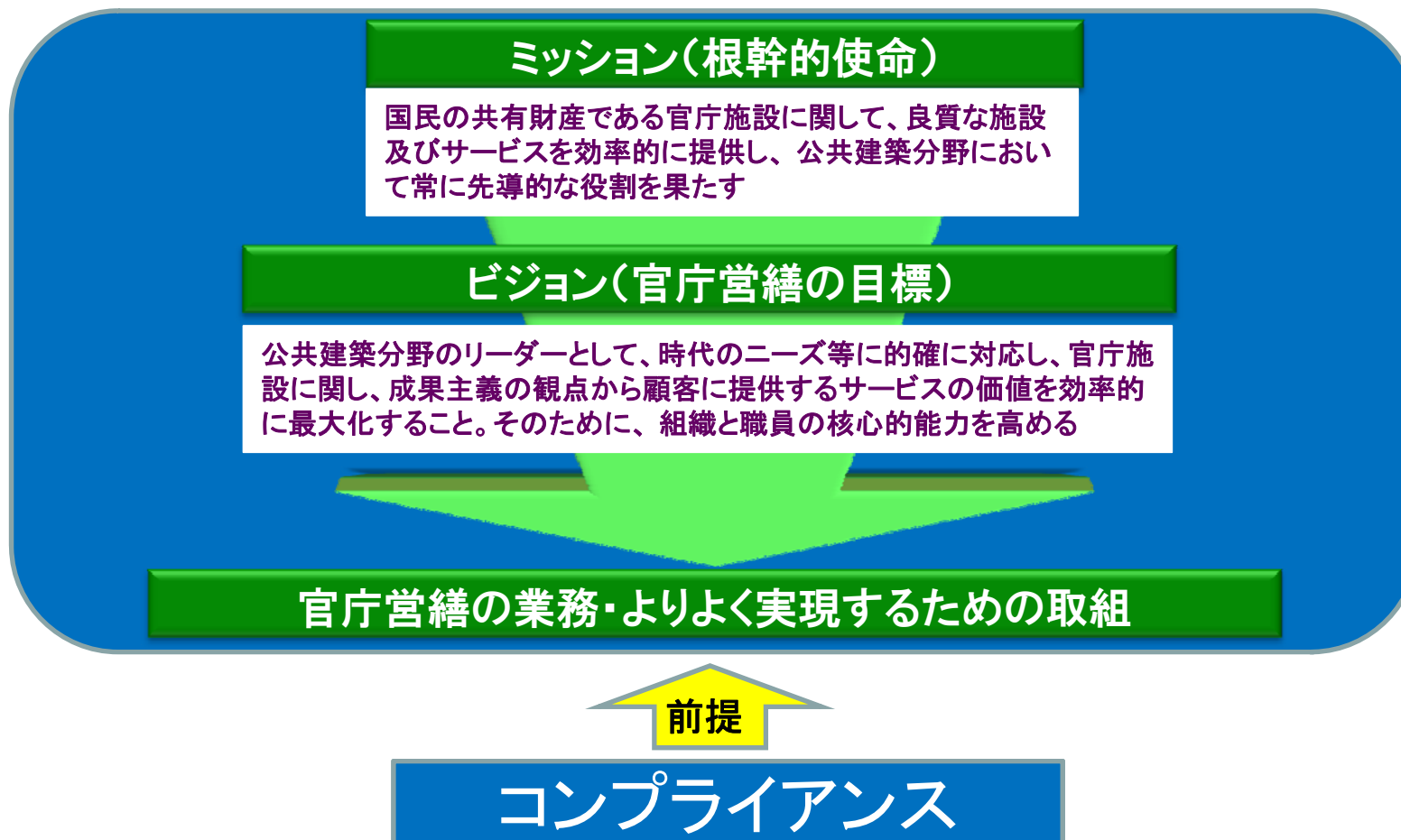
注)地方整備局には、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の8整備局がある。

4. 官庁営繕のミッション、ビジョンとコンプライアンス

官庁営繕部においては、

- ①「ミッション(根幹的使命)」を明らかにし、その実現のために、
- ②「ビジョン(官庁営繕の目標)」を定めており、
- ③「コンプライアンス(法令・社会規範の遵守)」を前提に、これらの実現に向けて具体的な取組を実施しているところ。

ミッション、ビジョンとコンプライアンスの関係

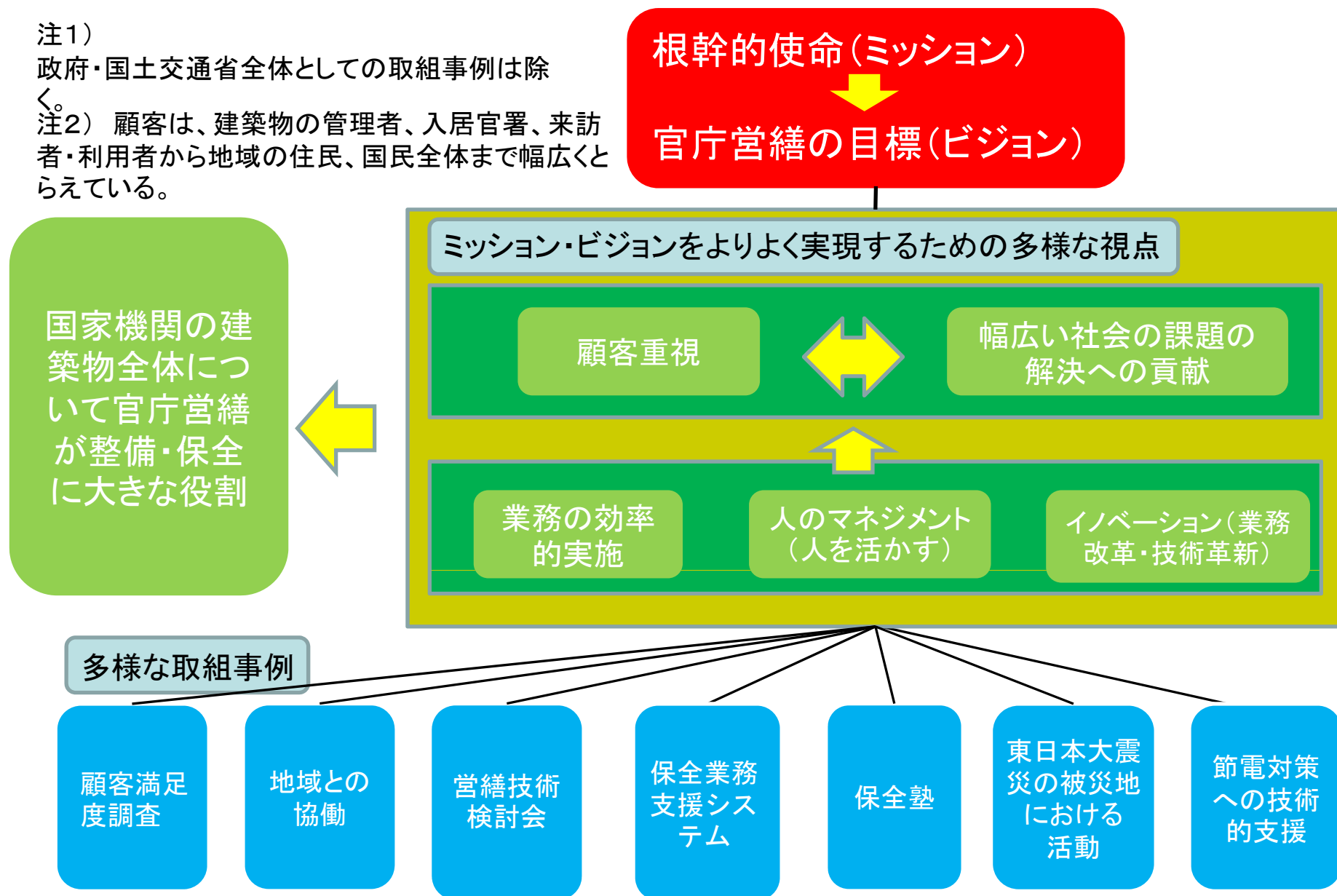


5. 官庁営繕のミッション・ビジョンをよりよく実現するための多様な取組

注1)

政府・国土交通省全体としての取組事例は除く。

注2) 顧客は、建築物の管理者、入居官署、来訪者・利用者から地域の住民、国民全体まで幅広くとらえている。



注3)それぞれの取組事例について、PDCAサイクルを回すよう努めているところ。

(1)官庁施設の顧客満足度調査 (CS調査)

官庁営繕部では、「官庁施設の顧客満足度調査(CS調査)」を行い、庁舎で執務を行う職員や一般の方にとって満足度の高い官庁施設の整備を目指している(平成23年8月現在、全国で85施設について実施)。

＜調査結果の活用例＞

- ・ 満足度の高い項目は、同様な取組を実施促進(グッドプラクティスの情報共有化等を促進)
- ・ 満足度の低い項目は、各整備プロセスにおける必要な改善に向け取り組み
- ・ 満足度の低い要因が施設の使用方法にある場合、施設管理者等に適切なアドバイスを実施

また、官庁営繕事業の完成後の事後評価(事業完了後2年経過したものを対象)においても、顧客満足度調査のデータを参考とし、適切な改善措置について検討することとしている。

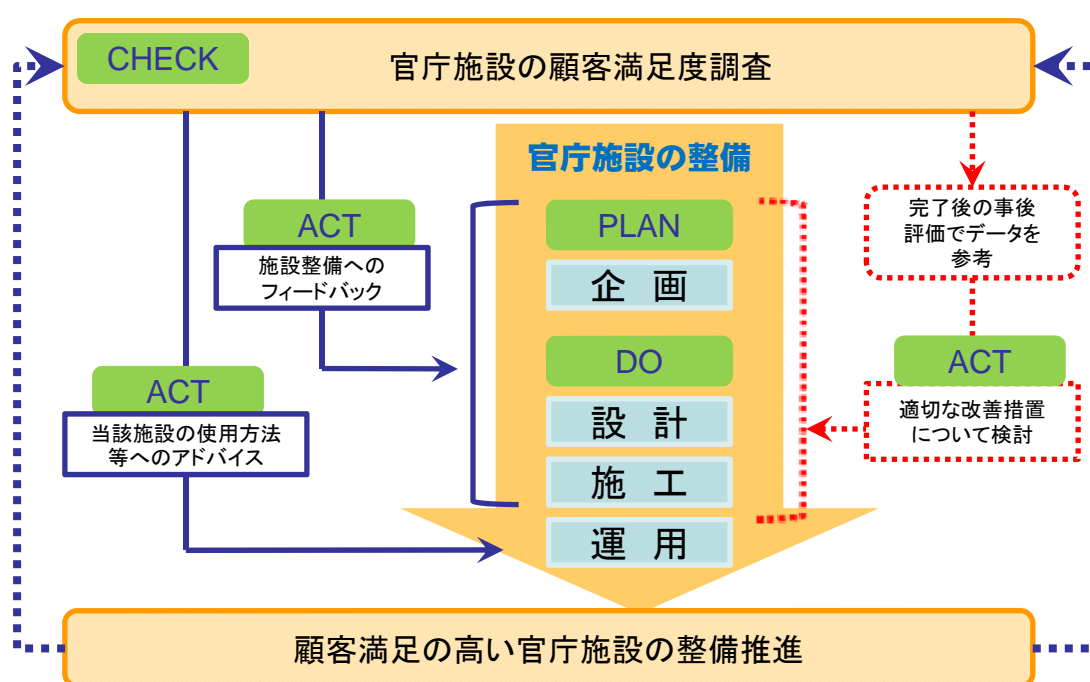


図1 施設整備におけるPDCAサイクル

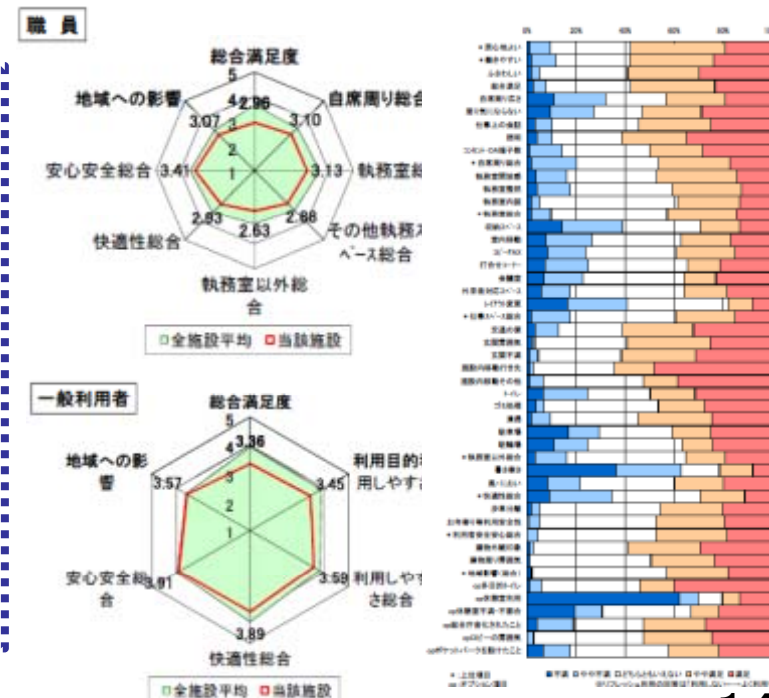


図2 顧客満足度調査結果の分析例 ¹⁴

(2)地域との協働

- **浜松市シビックコア地区**について、平成10年4月計画策定、平成13年3月整備推進連絡協議会設置、平成15～17年度裁判所庁舎・平成16～20年度地方合同庁舎整備(設計含む)
- 平成13年当初は協議会の地元代表の委員より「国も最初は調子の良いことを言っておいて、建てたら市民のことなど知らん顔だろう」等の厳しい意見
- 整備局営繕部の姿勢を示すべく、「浜松市との連携」、「地元大学教授やNPO法人と連携したワークショップ(WS)」、「周辺小学校4校の総合学習への協力」等により、**シビックコア計画策定から11年間かけて地域との協働関係を形成**

■ 営繕部職員の「まちづくり」への取組姿勢を目に見える形で示す

● 平成18～20年度の3年間で静岡営繕事務所を中心とした**広報活動**(見学会の開催、WSの実施、周辺小学校の総合学習への協力等)を**30回以上実施**

● ユニバーサルデザイン整備研究会での市民からの意見に対しては「できる・できないを明確にし、理由を付けて説明」、「できることは工事に反映」することを実践

■ **学校長から礼状**を頂いたり、NPO代表等より「国がここまできちんと丁寧に対応してくれるとは思わなかった」、「身近に感じた」等の評価



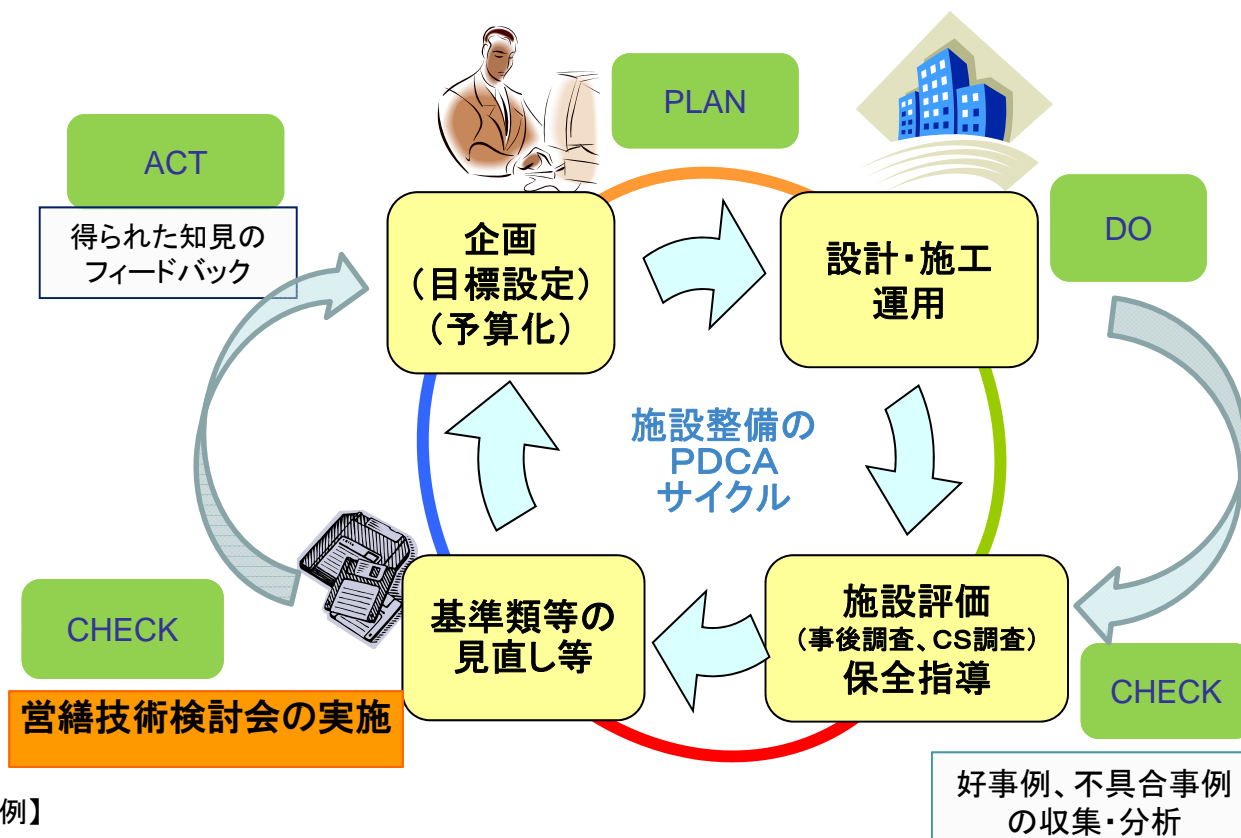
【浜松市シビックコア地区におけるワークショップ】



【浜松市シビックコア地区】
浜松地方合同庁舎
(平成20年度完成)

(3) 営繕技術検討会

- 国土交通本省及び各地方整備局等の営繕担当職員による官庁営繕行政に関する施策や事業の取組について討論を行う、「営繕技術検討会」を定期的を開催。
- 有識者による施設の現地調査を行い施策への取組の効果等の実地検証を行うとともに、事業を通じた官庁営繕行政の取組についての意見交換・情報共有化を促進。



【H22年度の営繕技術検討会開催事例】

開催日 平成23年2月16日、場所 国土交通本省

検討会のテーマ 「まちづくりへの配慮とユニバーサルデザイン」、「事業実施にあたっての条件設定」

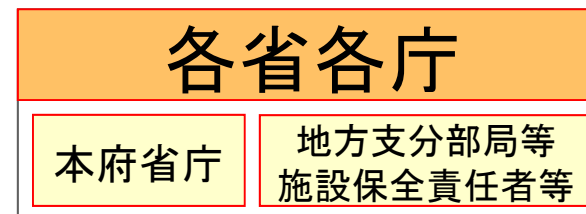
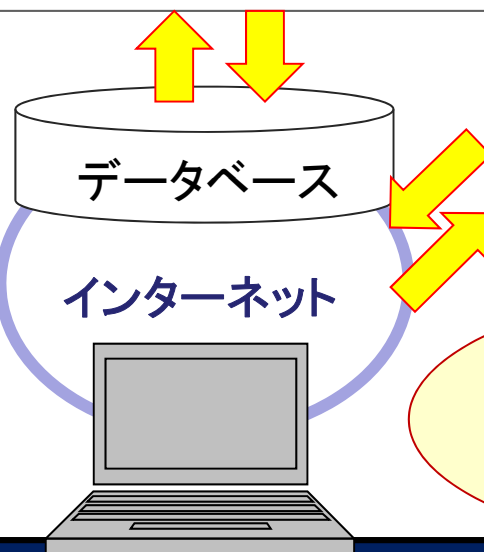
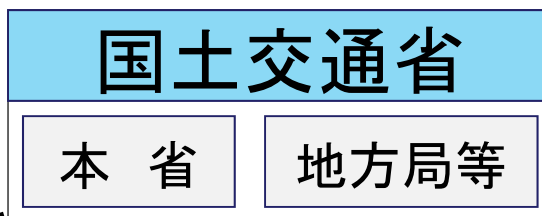
有識者 東洋大学 秋山教授（建築生産）、首都大学東京 須永教授（建築環境）、立教大学 高岡教授（流通経済）

(4)保全業務支援システム(BIMMS-N)

保全の状況の評価結果を
保全指導計画に反映させ、
さらなる保全の適正化に向
けた指導を行っています。

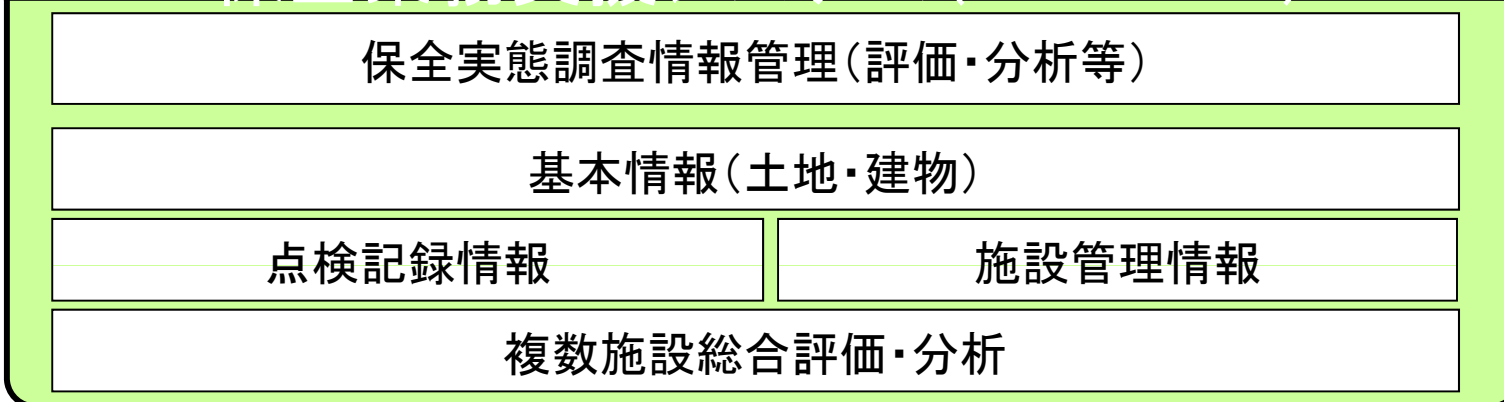
保全の状況の評価

全データを一括管理
調査結果の迅速な集計
ベンチマーク分析が可能



入力・とりまとめの作業
を大幅に軽減
データ分析が簡便に
豊富な支援ツール

保全業務支援システム(BIMMS-N)



官庁施設の保全指導のために必要な知識を習得させることを目的とする

- ・ 年5, 6回程度、内外の講師による講義を実施
- ・ 保全に関する幅広い分野での講義を実施してきたが、H23年度は関連法令等の基礎的内容をテーマとして実施の予定
- ・ 若手職員(事前登録)を対象とし、他の職員の自由参加も可とする
- ・ 実施後のアンケート結果を踏まえ、次年度の実施計画に反映

[H23年度の主な講義内容]

- ◇ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律について
- ◇ 施設管理者の法的責任について
- ◇ 建築保全業務の実務について
- ◇ 建築保全業務の管理方法について



[H22年度の主な講義内容]

- ◇ 昇降機の安全について
- ◇ 省エネのための運用改善方策について
- ◇ ビル管理業務の実際について
- ◇ 武蔵野市における計画的な施設整備とFMについて



(6)東日本大震災の被災地における活動

緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣

相馬市からの要請により、**緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)**を派遣。地震で機械設備(ボイラー等)に被害が生じ、一部機能が停止状態となっていた「病院」及び「老人保健施設」について、機械設備点検を実施。その後、復旧工事が行われ、現在は通常どおり稼働。



相馬中央病院の点検



老人保健施設の点検

岩手県からの要請により、**TEC-FORCE**を派遣。

地震や津波で被災した「大槌小学校」及び「大槌北小学校」を使用することが可能かどうか、施設の安全性や機能に関する点検を実施し、使用に向けたアドバイスを実施。



大槌町内の小学校の点検・アドバイス

応急危険度判定調査

自治体からの要請により、建築専門の職員を**応急危険度判定士**として派遣。

被害を受けた建築物の応急危険度判定調査を支援。



多賀城市内での応急危険度判定

(7) 節電対策への技術的支援

電力需給緊急対策本部への支援

■電力需給緊急対策に対する官庁営繕部参画の経緯

内閣官房より官庁営繕部に対して、省庁のエネルギー消費実態等に関して知見を有する者として、電力需給緊急対策本部幹事会政府対策WGコアメンバー会議への参加を要請された。

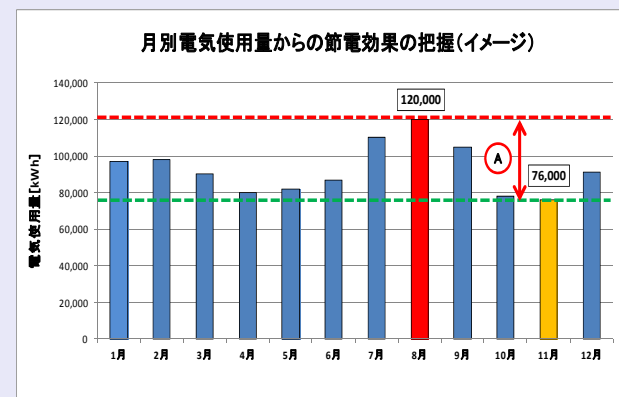
■「政府の節電実行基本方針」に係る検討に参画 → 電力消費量の推定方法を助言

「夏期の電力需給対策について」
(平成23年5月13日電力需給緊急対策本部)

「政府の節電実行基本方針」

政府は、府省毎に節電実行計画を策定し、使用最大電力を▲15%以上抑制する。また、使用最大電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組むこととする。

電力消費量の推定方法例



(A) の電力量が空調設備によるものと推定される。

官庁施設の節電のための各府省庁への技術的支援

「官庁施設における夏期の節電への対応について」
(平成23年5月13日国営保第7号、国営環第3号)

■留意すべき事項について通知

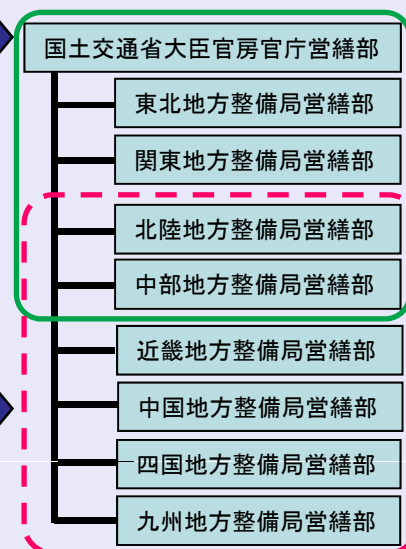
1. 節電実行計画の作成の検討に当たって
 - ・節電実行計画の作成上の留意事項 他
2. 節電実行計画に基づく取組の推進に当たって
 - ・使用電力の確認について
 - ・照明の制限に当たって
 - ・空調の制限に当たって 他
3. 相談窓口の設置

相談窓口
の設置

「官庁施設における夏期の節電への対応の拡大について」
(平成23年7月21日国営保第11号、国営環第5号)

相談窓口
の拡大

「中西日本の電力管内における政府の節電の取組について」
(平成23年7月20日内閣官房)



使用電力抑制のイメージ

